

当院では下記のような点数算定や加算を行っています。

1：初診料に医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ 電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療DXにかかる取組を実施しています。

2：初診料再診料に医療情報取得加算を算定しています。

ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

3：後発医薬品使用体制加算を算定しています。

ア 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

ウ 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。

4：コンタクトレンズ検査料 1

初診料 291 点 再診料 75 点

（当院又は当院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します）

担当医師：高島保之（眼科診療経験 30 年以上）

5：処方箋料 一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）

6：手術通則

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術の実施に該当する手術は当院ではございません。

7：白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する事項

本制度は、患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして、白内障に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について、眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたものです。

特別の料金については、多焦点眼内レンズの費用から医科点数表に規定する水晶体再建術において使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額に、多焦点眼内レンズの支給に必要な検査に係る費用を合算したものととなります。

多焦点眼内レンズ代金

テクニスシナジー	¥260,000
テクニスシナジー トーリック	¥280,000
クラレオン panoptix	¥280,000
クラレオン panoptix トーリック	¥300,000
クラレオン Vivity	¥280,000

8：予約に基づく診察に関する事項

当院では完全予約制となっております。予約外で受診された場合は改めて予約をとって再度ご来院いただくか、長時間の待ち時間になる場合があることをご理解ください。